

三十一

一、原料課税ヲ認ムヘキ物品ノ指定ニ付テハ内協議アリタキコト

二、原料課税ヲ認ムヘキ物品ニ付其ノ原料ニ對スル現實ノ課税方決定ニ付テハ内協議アリタキコト

三、原料課税ヲ認ムヘキ物品トシテ輸出規格検査ノ不合格品ヲ認メラルヘシトセハ右規格検査ハ國ノ行フモノタルコトニ了解シタキコト

四、前號ニ謂フ不合格品ハ全ク輸出ヲ許ササルモノヲ指稱スル義ニシテ不合格品ト雖其ノ輸出ヲ許可セラルルモノ（例ヘハ絹織物）ハ原料課税ヲ認メサルコト

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp>

五、法令ニ依リ輸入ヲ制限セサルモ國際協定其ノ他ノ理由ニ依リ事實上輸入

ニ拘束アル物品ニ付テハ例令内地ニ生産ナキ場合ニ於テモ假置場ヲ利用シ之ヲ輸入セシムルカ如キコトナカラシムルコト

以上

大藏省